

産業廃棄物実績報告に係る廃棄物のコード表

松本市 廃棄物対策課

コード	普通産業廃棄物の種類
0101	燃え殻(水銀なし)
0102	燃え殻(水銀含有)
0210	有機性汚泥
0221	無機性汚泥(石綿・水銀なし)
0222	無機性汚泥(石綿含有)
0223	無機性汚泥(水銀含有)
0300	廃油
0401	廃酸(水銀なし)
0402	廃酸(水銀含有)
0501	廃アルカリ(水銀なし)
0502	廃アルカリ(水銀含有)
0601	廃プラスチック類(石綿なし)
0602	廃プラスチック類(石綿含有)
0700	紙くず
0800	木くず
0900	繊維くず
1000	動・植物性残さ
4000	動物系固形不要物
1100	ゴムくず
1200	金属くず
1301	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿なし)
1302	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿含有)
1401	鋳さい(水銀なし)
1402	鋳さい(水銀含有)
1501	がれき類(石綿なし)
1502	がれき類(石綿含有)
1600	動物のふん尿
1700	動物の死体
1801	ばいじん(水銀なし)
1802	ばいじん(水銀含有)
1900	産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)
2500	水銀使用製品産業廃棄物(水銀使用の電池、蛍光灯、温度計等)

コード	特別管理産業廃棄物の種類
7000	【特管】引火性廃油
7100	【特管】腐食廃酸
7200	【特管】腐食廃アルカリ
7300	【特管】感染性廃棄物
7410	【特管】廃PCB等(特定有害)
7440	【特管】廃水銀等(特定有害)
7420	【特管】廃石綿等(特定有害)
7423	【特管】鋳さい(特定有害)
7429	【特管】ばいじん(特定有害)
7424	【特管】燃え殻(特定有害)
7425	【特管】廃油(特定有害)
7426	【特管】汚泥(特定有害)
7427	【特管】廃酸(特定有害)
7428	【特管】廃アルカリ(特定有害)
7422	【特管】指定下水道汚泥(特定有害)
7430	【特管】処理するために処分したもの(特定有害)

★コード分類の留意事項について

- 汚泥
汚泥は、**有機性汚泥**「コード:0210」と**無機性汚泥**「コード:0221～0223」にわけて分類。(一般的に、食品製造業者で設置している水処理施設等から排出される汚泥は**有機性汚泥**、建設業や金属製品製造業などで排出される汚泥は**無機性汚泥**)。
無機性汚泥について、石綿・水銀含有の有無で「コード:0221～0223」の3パターンいずれかに分類。
- 石綿(○は普通産廃、◎は特管産廃)
石綿含有がなければ、該当する各品目の(石綿なし)に分類して集計してください。
石綿含有があれば、下記のとおり分類。(「石綿含有産業廃棄物」という品目はありません。)
○「石綿含有産業廃棄物」は、該当する各品目に分類。
・無機性汚泥(石綿含有)→「コード:0222」
・廃プラスチック類(石綿含有)→「コード:0602」
・ガラコン陶くず(石綿含有)→「コード:1302」
・がれき類(石綿含有)→「コード:1502」
◎「廃石綿等」は「コード:7420」に分類。
(実務上、「石綿含有産業廃棄物」をまとめて集計していて、各品目への分類が難しい場合は、各品目のおおよその重量比から、按分して分類してください。)
- 水銀(○は普通産廃、◎は特管産廃)
水銀含有がなければ、該当する各品目の(水銀なし)にそれぞれ分類。
水銀含有があれば、下記のとおり分類。
○**水銀使用製品が産業廃棄物**になったものは、例外として、按分せずに「コード:2500」に一括分類してください。(蛍光灯、水銀使用の電池、水銀温度計等)
○「水銀汚染物」のうち特管産廃に該当しない「水銀含有ばいじん等」は、該当する各普通産廃にそれぞれ分類。
・燃え殻(水銀含有)→「コード:0102」
・無機性汚泥(水銀含有)→「コード:0223」
・廃酸(水銀含有)→「コード:0402」
・廃アルカリ(水銀含有)→「コード:0502」
・鋳さい(水銀含有)→「コード:1402」
・ばいじん(水銀含有)→「コード:1802」
◎「水銀汚染物」のうち水銀濃度が特管産廃の判定基準を超えるものは、該当する各特定有害廃棄物にそれぞれ分類。
・ばいじん(特定有害)→「コード:7429」
・汚泥(特定有害)→「コード:7426」
・廃酸(特定有害)→「コード:7427」
・廃アルカリ(特定有害)→「コード:7428」
・処理物(特定有害)→「コード:7430」
◎「廃水銀等」は(コード:7410)に分類。
- 混合廃棄物・廃機器等
「混合廃棄物」(建設系含む)や「廃電気機器」(複合製品等)などは、おおよその重量比から、廃棄物の品目ごとに按分してください。
(例:混合廃棄物100tのうち、がれき類:木くずの比がおおよそ7:3の場合は、それぞれ70t、30tと按分。)
- その他(間違えやすい事例)
・「**廃石膏ボード**」は、「**ガラス・コンクリート・陶磁器くず**」に分類(「がれき類」と「紙くず」の混合物ではない)
・「**廃タイヤ**」は、「**廃プラスチック類**」に分類(「**ゴムくず**」としない)
・「**廃発泡スチロール**」は、「**廃プラスチック類**」に分類(「**廃発泡スチロール**」という品目はない)